

# 第24回期 第14回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 令和3年8月18日(水) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	江田 久男
会長職務代理者	9番	八旗 正紀
委 員	1番	小針 充則
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	関根 辰三
同	5番	佐川 健二
同	6番	小室 勝弘
同	7番	薄井 良男
同	8番	鈴木 勝志

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 善一
同 ( " )	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	小針 弘之
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	白川 清一
同 (小貫・太田輪)	近藤 近
同 (山白石)	生田目重好
同 ( " )	鈴木 輝雄
同 (染)	岡部 多重
同 (中根松)	市川 喜一

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

5 農業委員会事務局職員

事務局長 坂本 克幸

主 事 小松 将広

6 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。          それでは、会長より開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会長	<p>今月上旬のあの暑い日が懐かしいように思え、連日の雨に農作物への影響が心配されます。全国各地で百年に一度という大雨による被害。気象観測によれば、まだまだ収まりそうにないため、早く夏空が欲しいところでもあります。</p> <p>オリンピックも終わり、この爆発的なコロナ禍の感染のなか、パラリンピックの開会を間近に控え無観客での開催ということですが、感染拡大に影響が出なければ大変心配される場所でもあります。</p> <p>福島県は蔓延防止等重点措置が適応されております。委員の皆様におかれましては、ワクチンの接種はされたと思いますが、ワクチン接種後も感染したという報道もあり、十分に注意され委員の活動をしていただきたいと思います。</p> <p>本日予定されておりました関係団体との意見交換は、この感染拡大しているコロナ禍の渦中での開催は見送られましたことをご報告いたします。</p> <p>本日、提出された議案はありませんが、26日に予定されております農地利用状況調査の説明がございます。このような機会でもありますので、委員の皆様の活動を通しての意見、体験談等がありましたならお聞かせいただき、今後の活動に生かしていきたいと思っております。以上、開会にあたってのあいさつといたします。</p>
会長	<p>本日の出席委員は10名中10名です。          農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第14回浅川町農業委員会総会は成立しました。          なお、推進委員の出席は11名中11名です。</p>
会長	<p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。          浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
会長	<p>異議なしと認め、4番、関根辰三委員、5番、佐川健二委員を指名いたします。          次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の小松主事を指名いたします。</p>
会長	<p>本日は提出議案がございませんので、その他に入ります。(1) 令和3年度農地利用状況調査について、事務局より説明求めます。</p>
小松主事	<p>説明いたします。          本日、みなさまのお手元に調査票及び調査図面を配布しております。調査票の中に資料が入っておりますので、そちらを使って説明いたします。          まず、農地利用状況調査担当表についてですが、昨年同様に9班に分けて調査を実施します。調査する農地の筆数ですが、前年と比較して77筆減少</p>

した11, 192筆を調査します。次に「利用状況調査と意向調査が新しくなりました」という資料を説明いたします。利用状況調査ですが農地法第30条に定められている調査になります。3ページを開いていただき、今年から新たに確認しなくてはならない項目についてですが、遊休農地の発生要因の分析及び対策に役立てるため、新たに遊休農地の現況及び発生場所を確認することとなりました。現況については1から8項目、発生場所は1から4項目に振り分けることとなります。また遊休農地の区分についてですが、昨年同様にA分類、B分類に振り分けますが、A分類については今回の調査より緑区分と黄区分の二つに細分化することとなりました。緑区分については、昨年度まで農地として区分していた不作付地を含めた荒廃度が低度な農地で、昨年度までA分類に指定していた農地はほぼこの区分になるかと思えます。黄区分については、B分類との線引きが難しい区分となりますが、判定例については町内の農地を参考に後ほど説明いたします。また、B分類については基本的にすべて非農地判定を行う農地となります。次に4ページですが、意向調査についても変更点がございます。昨年までは利用状況調査の結果を基に11月末までに、遊休農地と判断された農地の所有者へ意向調査書を発出し、1月末を回答期限として実施していましたが、今回からは利用状況調査の結果をまとめ次第、直ちに調査書を発出し、回答期限を1カ月以内設定して調査することとなりました。また、昨年度までは意向調査で中間管理機構に貸し付けたいと回答した農地については、機構が定める取得基準に該当しないと通知を受けたとしても、次回以降の調査で遊休農地と判定されても意向調査の対象となりませんでした。今回からはそちらも意向調査の対象となります。意向調査後の流れについては5ページ記載しておりますが、意向内容を基に6カ月経過後、該当する農地の確認を行い、意向表明のとおり現況が変わっていなかった場合は、機構へ協議するように勧告を行い、場合によっては該当農地の固定資産税が1.8倍の課税強化がなされます。くわしい意向調査の内容については、利用状況調査後にまた改めて説明いたしますが、回答がなかった所有者への意向確認等を農業委員会のみなさんにご協力いただきたいと思いますので、業務量があり大変かと思っておりますがよろしくお願ひします。

続いて、調査表への記入の仕方ですが、前年判定区分に記載されている内容で空欄の部分は今年の調査で農地と判定された部分となります。またA分類、B分類については記載されております。また意向内容の欄は昨年実施した意向調査の回答となりますので、あわせて確認願ひします。次に、判定区分の記入の仕方ですが、委員の皆様には普段から担当地区の農地パトロールを随時願ひしており、地区の農地の状況について把握しておられると思ひます。そのため、現状を把握している農地については、調査図面で場所を確認して判定していただいても構ひません。現状を把握できていない農地については必ず、現地にて確認し判定していただくよう願ひします。また、先ほど説明しましたが、遊休農地と判定した農地については、現況と発生場所も確認していただくこととなりますので、そちらも現地にて必ず確認していただき、備考欄に二段書きで上が現況で下が発生場所を記入してください。記載の仕方については、頭の漢字1文字でも良いですし、項目ごとの番号を記載していただいても結構です。また、A分類の緑区分と黄区分については、緑区分が小文字のa、黄区分が小

	<p>文字のbと記載願います。B分類は昨年同様で大文字のBと記載願います。そのほか、多面的・中山間や納税猶予、特定対象処分農地に該当する農地については丸が記載されております。最後に判定区分例ですが、昨年も合同調査日に判定例として東大畑再見形の農地を現地にて確認しましたが、そちらの農地を使用して判定例を作成しましたので、こちらを参考に調査をお願いします。</p> <p>事務局からの説明は以上となります。</p>
会 長	<p>事務局より説明が終わりましたが、農地利用状況調査について農業委員及び推進委員の皆さんからご意見等ございますか。</p>
小室委員	<p>特定対象処分農地とはどういった農地ですか。</p>
小松主事	<p>農業者年金を受給するために息子さん等へ経営移譲した農地となります。</p>
白川委員	<p>調査票の提出も早くなるんですか。</p>
小松主事	<p>利用状況調査の提出は9月までと考えています。委員の皆さんから提出された後、事務局で再度、遊休農地等を現地にて確認してから意向調査を発出するので、基本的には例年ぐらいのスケジュールになるかと思われま。変更になるのは、意向調査の回答期限が1月末ではなく、意向調査の発出後1カ月以内となるようになります。</p>
会 長	<p>皆さんからその他何かございませんか。</p>
会 長	<p>なければ事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局長	<p>1点目、次回総会は9月16日（木）午後1時30分予定です。</p> <p>また、稲作作況調査を行います。議案の審議後に着替えて現地に行くこととなりますので、作業着、長靴、帽子を持参くださるようお願いします。</p> <p>2点目、本日、7月分の活動記録簿を事務局まで提出をお願いします。</p> <p>3点目、先ほど説明しました農地利用状況調査の合同調査日は、8月26日（木）となりますのでよろしくお願いします。</p> <p>4点目、毎年開催されております農業委員研修会についてですが、9月1日に開催を予定されておりましたが、このコロナ禍の状況もあり、開催を延期する通知がありました。延期後の開催時期は未定ですが後日、通知が来るものと思われま。</p> <p>5点目、みなさんのお手元に農業委員会業務必携とのおねんを配布しておりますので、ご覧になってください。</p> <p>事務局からは以上となります。</p>
会 長	<p>それでは、以上を持ちまして第14回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)

同 議事録署名委員 \_\_\_\_\_ (印)